

〈史料紹介〉

初代伊藤忠兵衛と妻・娘宛の手紙

宇佐美英機

はじめに

初代伊藤忠兵衛（天保十三年（一八四二）～明治三十六年（一九〇三））が総合商社伊藤忠商事（株）・丸紅（株）の鼻祖であることは、周知のことであろう。そして、その生涯において複数の出店を開設し、対外貿易にも取り組んだこともまた、良く知られたことである。しかし、日本の商業史あるいは商社史において、燦然たる貢献を果たしたことは明らかであるものの、具体的な営為についてはいまだ判然としていないことも事実である。

すでに別稿^①でも述べたが、これまでの初代伊藤忠兵衛による事業経営は『丸紅商店之沿革』（株式会社丸紅商店本社、一九三一年）、『伊藤忠商事一〇〇年』（伊藤忠商事株式会社、一九六九年）、『丸紅 前史』（丸紅株式会社、一九七七年）、『丸紅通史』（丸紅株式会社、二〇〇八年）^②あるいは『伊藤忠兵衛翁回想録』（伊藤忠商事株式会社、一九七四年）などに依拠して叙述されてきた。しかし、これらの叙述の多くは、伊藤忠商事・丸紅の社内に保管されてきた史資料や伝聞に基づいており、史実の解明は限られていると言わざるを得ないのである。少なくとも、これらの社史類は、滋賀県犬上郡豊郷町八目に所在する伊藤忠兵衛家旧邸に伝来した史資料をまったく参照していないことが明らかになってい

る。

近年の総合商社研究において、伊藤忠商事・丸紅を対象とする分析が停滞している最大の原因は、二〇〇三年八月に伊藤忠兵衛旧邸（現・伊藤忠兵衛記念館）で発見された膨大な史資料群や伊藤忠商事・丸紅に保管されていた史資料が、いずれも滋賀大学経済学部附属史料館に移管されたものの、いまだ文書目録が完成していないため一般公開に供されていないことにある。この点に関し、史料群の借用をお願いし整理・目録作成の作業を進めている関係者の一員としては内心忸怩たる思いがあるが、伊藤忠兵衛家文書については五万数千点規模であることがようやく判明するとともに、伊藤忠商事・丸紅の社内資料については仮目録は完成しており、近年中に利用に供することができる状態に至っている。

本稿は伊藤忠兵衛家文書の整理中に目にとまった史料を紹介し、初代忠兵衛の人となりの一斑を紹介しておこうとするものである。翻刻する史料は、初代忠兵衛が妻のやゑ（八重）と二人の娘に宛てた手紙と八重が娘たちに宛てた書簡である。初代忠兵衛の直筆の書簡は、当然のことながら伊藤各店（伊藤本店・伊藤京店・伊藤西店・伊藤糸店）の上級店員たちに宛てたものは少なからず伝来しているが、それらは商売に關係する内容のものがほとんどである。一方で家族に宛てたものは、ごく僅かであり、ましてや妻や娘宛のものとなると、本稿で紹介するものには限られている。

ところで、二代忠兵衛（精一）は、後年に次のように父を懐古している^③。

・欧化主義の余弊か、牛乳・牛肉（ギウチ・ギウと称した）を最良

の食餌と信じ、好きな沢庵漬を毒と思つていた。西洋料理を早くから好み、また洋食の招待には無理をしても出席した。

・ある特殊の色彩を持つ私の母……この人くらいものに動ぜず、人に屈せぬ人も少ないが、父だけには全幅の服従をしておる。父の欠点を最も多く語るのは妻であるこの母でありながら、今に一凶に推服しておる。

・子女への態度、これは父よりも母の方が形の上では厳格であつたかも知れぬが、姉二人に対しては父は叱つた事はないといつてもよい。ことに長姉に対して甘かつた事は、と周囲の人皆がいう。姉は常にそれを否定しておるが、大体に男児と娘との教育方針は非常にけじめをつけた。私に対する峻厳さは、今に至つて追懐すると父が気の毒になる。末子でただ一人の男子である私に対して……これだけは自分を欺いて厳格な態度を持したとより思えぬ。少しも仮借をせず常に烈日的であつた。

二代目は右のように追懐する文章を残しているが、そこから浮かび上がる初代の夫として、父としての姿の真偽のほどを、僅かに残された書簡で確かめることを本稿の目的としている。商家の主人、経営者としての姿は、拙著に収録した店員たちの懐古文からも垣間見ることができ、が、家庭人としての姿も含めて初代忠兵衛の実像である以上、ここに紹介する書簡は貴重な情報を与えてくれるのである。

ともすれば商家の主人は、その経営者の側面のみを説明するにとどめて評価してきたのが、これまでの商業史・商人史の作法であつたが、家庭人としての側面も含めて総合的に評価することが、今後は必要なので

はないかと考えており、その最初の一步として本稿を位置づけている。もつとも書簡のすべてについて年月日が判明するわけではなく、関連史料を用いて内容をすべて明らかにできるわけでもないが、とりあえず翻刻文を掲げて後、若干の解説を試みることにする。

史料一

(はがき表書)

「京土手町丸田町

大阪本町三丁目

京都高等女学校

伊藤忠兵衛

洋服裁縫科

伊藤時殿

御無事御入学ノ段大慶候、入用ノ品一両日ノ内ニホセ候、父部(おと)しまカラ宜分ナキ故コマリ申候、ゼヒ入用カ外品ニテモヨキカモ一ヘン書状ニテ申越サレタク候、洋服裁縫ニ付入用ノ品、京都ニテ相ト、ノエ被成候

史料二

(封筒表書)

「高等女学校

大阪本町三丁目

生徒 伊藤時

伊藤忠兵衛

(封筒裏書)

「五月卅日」

一御召 壹反

お時ひとへもの

父部しまのかわり

直段父部しまヨリ

大ニ安印し候

不用ナレハ残し置被成候

一上州縮 壹反

お孝分

一愛国嶋 壹反

お孝分

一らしや

机かけ 貳つ分

半分ニきり被成候

一半ケチ

京にて買ナサレ候

一ミシン

両三日内ニおくり申候

一白金巾シヤツ

一 函ニモ四五まい入用ゆへ、こしらへ被成候

一 裁縫ケイコウノ為ニ入用ノ品有ハ、当方へ申遣し被成候、小倉よふふ

く切コチラニ有之候間、少シ近日ヲクリ申候

一 お時シハラクノ事ゆへ裁縫習方、別テ氣付被成候、教師黒田君わたく

し心安キ人故、遠慮ナク問ナサレ度候

一 拙者三五日ノ内ニ上京仕候間、其節ハ参り申候、以上

初代伊藤忠兵衛と妻・娘宛の手紙

五月卅日

兩人

父

史料三

みしんおくり申候、此みしんはしやつるいニはよろしく候へ共、洋服

ニはアキ不申候、当分此みしん遣ひ被成候

一 先日送り申候御召氣ニいらぬならば残し置被下、父部しま宜なれはお

くり申候

一 東京中形よろしきから有ゆへ、入用ナレハおくり申候

一 おうの様ハ四十九御母さまと此せつより御上京ノよし、一寸承り申候

一 此間郵便参り安心仕候、国本へハ折々お出し被成候

父

お時様

お孝様

史料四

此箱ヲ「ミシン」ノ台ニナサルモヨシ、教師様ニ御尋アレ

史料五

(封筒表書)

「西京室町四条下ル

伊藤忠兵衛様

お孝殿行

(封筒裏書)

「六月五日」

八目村

伊藤

出

」

昨日手紙はがき二通共参り候、兩人御機けんよく御暮し被成候よし申こし被下、あんしんいたし候、内も皆々無事ニ暮し候間、御あんしん下されまし候、かたびら近日の内ひとへ物と忝正^{マツ}ニ送り申候、先日申こし被成お時あかしハ、せんだくするにつきてハ、西京までゆのしニやらねハならぬゆへ、ことしハあのみ、二いたしおき候てはいか、二候、それもぬいなをしてよろしくば、ほときて西京へゆのしニ送り申候、仕立ハそちらでいたし被成候か、又此ほて仕立いたし候ても宜敷候、一寸御尋申候、猶またなつ帯のさらさ、此間お孝の仕ごとニ送り候間、内ニ黒朱子ハ御座候へどもさらさ御座無候間、こちらてみやハしきゆふぜんニてもあハし候か一寸御返し被下候、一昨日かじ屋村祝儀の多ちこ忝反被下候、それか内のあるほかとちらかのうち仕立上送り候、お孝えちこくるみニ候間、忝反大坂へ御たのみ申候、
お孝ニちりめんひとへ物入用ニ御座候へば、申こし被下まし候
先ハあらくかしく

六月五日

伊藤お登喜どの

お孝どの

は、分

史料六

(封筒表書)

「西京

伊藤孝殿行

江州

伊藤

出

」

(封筒裏書)

「封 六月十一日」

此比ハふじんニ候得とも御機けんよく御暮し被成候よし申こし被下安心致し候、精一機けんよく候間、御安心被下まし候、明日より四十九御は、様、本家御伯母様と御兩人上京遊ハし候、なにも入用の品御座候得ば四十九御は、様に申おき候間、ことつけ被成候、なつ帯のこともあかしかたびらのことも申こし被成候、いつれかたびらハ忝正^{マツ}ニ送り申候、今日お孝しけんの仕事、此ゆかたすこしぬいにく候得共、あまへ様のゆかたニ候間、仕立被下候、かたあておいとあてなして仕立被成候、猶またお時よろしきゆかた入用なれば、大坂へゆうびんニても御出し被成候、ねまきあつくなれば、あさのはのゆかたねまきニ被成候、お孝ねまき此紺かすりねまきニ致し被成候、又入用物御座候へば申こし下され候、先ハ右用斗、あらくかしく

六月十一日

伊藤ときどの

お孝どの

御元へ

八重分

史料七

扱ハ拙者帰宅頓ト出来不申、嘉吉十日比ヨリ横浜へ参り、幸七北国へ昨日分参り年内本店西店共用向多クこまり入申候、付テハ御取越拙者留主中ニテハ相すみ不申候へ共、御取のべニ相成ても不宜候間、御初メ被下度候、こちらニて当年ハつとめ申候、扱たい処男如何候哉、よろしき人出来候へ者源七ト一同ニ遣し被下候、四十九へ直ニたつね遣

し被下候、留吉ハイや、かつ又火ノ用心ノ番ニ四十九磯次様如何、一寸藤野父上様へ相談して見なされ、只隠居様ノはからいにて申被下候宜し、拙者ヨリ磯次様へ申タトハイワヌがよし

一 お時半天高新にて沢山見た内てよろしきの買入申候、皮色地がいやならかゝ申候

一 ねる二きれ東京みやげ、直二兩人こしらへやりなされ候

一 一月ノきもの兩人・精一入用物、源七ニ申遣し下され候

一 牛のち、せひのみななされたく、牛肉も度々買ニ遣し食用被成、精

一 ち、不足してハ一生ノアヤマリ、大切なる事、つとめて養生なされ

呉々申入候、まつ右申入候也

十二月七日 主

お八重殿

お孝学校油断ナク出精被成、内ニテモせひナラヒナサレ、おひくく学文も何もかもかしこふなる時せつゆへ、誠ニゆたんならぬ事ニ候、牛肉かしわ折ニお好ニたへさせて学こうゆき、大切ナリ

史料八

朝ハ五時ニ起テ涼敷内ニ習ものヲ被成候、時間ヲ無ダに送ラサル様、且

生花ハせひ共習ひ被成度候

精一ノ世話ハ捨置ても不都合ナキコトナリ、

生花器物

平口 式ツ有

古銅大 一ツ有

初代伊藤忠兵衛と妻・娘宛の手紙

銅小形 一ツ有

竹 二ツ有

ヤキモノ 一ツ有

メ七ツ有

お時殿

お孝殿

父

史料九

六日出状今日当着仕候、皆々無事安心仕候、扱任入大てい為相済候故、

明日山城丸トいふ舟台嘉吉一同ニ帰阪仕候、舟ハ恐敷程よい舟故安心

下され候、今度ハ久々之事故、見物もいたしたくつもりノ処、少しも

見物も不致、かれ是トいそかしく致し帰阪仕候、からだハよろしく候

間、仕合ニ候、おひくく当地横浜西洋風之流行、今度之商はいハ大い

ニよろしき様子にて、随分面白都合ニ御座候

一三つ村伊右衛門様宜ト被申候へ者、夫ニも宜事、世話人ハさらに入用

なし、早々次三郎殿へ申遣し被下、早々大阪へ遣し被下候、大阪廿日

ニ新見せ開キ候間、人も入用御座候、直ニ申遣し被下、ノト川舟台

人ニテ大阪へ参り候様申遣し被下候

一精一耳たれ失ばり、中嶋先生ノ薬宜存候間、彦根へ折々参り被成候、

たいとくと見へ候間、よくく養生宜候、牛ノち、毎日たへなされ候、

くれくす、め候、親も子もくすりニ相成候なり、右申入候也

十二日朝

東京ニテ

お八重様

主

史料一〇

源七婦坂仕、宜男参り呉られ安心仕候、扱ハ拙者御取越^{ついで}丈候、一寸帰度候間、廿五日卜御定メ被下度候、廿四日中ニ帰村仕候、嘉吉幸七兩人共廿三日比ヨリ帰り不申候ゆへ、帰り次第帰村仕候、廿五日卜御定メ被成下度候、四十九へも右よし一寸申置被下度候、以上

お八重様

主

史料一一

(封筒表書)

「江州犬上郡八目村

伊藤忠兵衛殿

(封筒裏書)

「十二月十四日

大阪本町二

伊藤忠兵衛

上林殿へ四十円余請取被下候

扱ハ源七ヨリ何歟御聞取被下ト存候、飯たき男も今月来月本店いそかしく候間、早キ方宜候、四十九村ニよき人無之候得ハ長寺村北落村当りニてよろしく、酒のみハ極々よろしからず、留吉たのみても相叶不申候、よろしきてつち壺式人入用候、これは急キ不申候

一 枝村役場ヨリキリウヲサイソク無之哉、お孝老人キリウニ可致候間、

サイソク有ハ直ニお孝ヲ寄留為致被下、惣次郎様相頼て、其手数被成下候、お孝ノ印形壺ツおみよ之たよりより昨日相出し申候、サイソクナクハ捨置てよし

一 西店商内ケ成相成候、大いニ仕合ノ都合御座候、初メテ之商内ニてコテ〳致しこまり入申候

一 拙者帰村十二月中六ヶ敷、嘉吉帰阪之上廿五六日比ニ一寸帰るやら相分り不申候、十二月中ニ帰り不申時ハ一月ニ御本山参りノせつ帰り申候、御取こしニすましなりと一月ニ御取のへニなりと、よろしきよふニ被成下候

一 一月ニ入用物有ハ申遣し下され候、上田半天源七便ニ遣し下され候、源七一両日内分帰阪仕候

一 お孝之まんと入ならハ、寸法申遣しなされ候

一 店ノ正月羽折五七まい御座候へとも、お時石畑羽折ならいわかり不申ゆへ、おくり不申候、拙者ノ羽折モ出来て有なら源七ニ遣し被下たく候、まつ右申入候、以上

精一風ヲ引ヌよふ氣ヲ付被下、耳も大方よろしき事と政兵衛様よりき、あん心仕候

おくり申候お孝ノ印形間違ニテ、お孝ノ分跡分出入外ノ印形ト存候

お八重様

主

【解説】

史料一～六はお時・お孝兩人の修学に関わつて忠兵衛・やゑが娘に宛てて認めたものである。

史料一は葉書であるが、その消印は明治二十一年（一八八八）五月二十九日付け「大坂」である。忠兵衛は、「御無事御入学ノ段大慶候」と記し、長女「お時」の入学を祝うとともに、入用の品は一兩日のうち大阪から送ると伝えている。秩父縞の着物については相応しいものがないので困っている旨伝え、ぜひとも必要なのか、それとも代わりのものでも構わないか連絡することを求めている。時は京都高等女学校の洋服裁縫科に入学したため、学業に必要な品物は京都で整えるようにと知らせていることがわかる。

史料二は、翌日に認められた手紙であるが、結局秩父縞の着物は用意できず、単衣物の御召し一反を送ったことがわかる。秩父縞の品物よりは大分安価であったようで、いらぬのであれば残しておくように伝えているのは、何とも微笑ましい。同時に二女「お孝」の分として上州縮・愛国嶋を送ったことがわかる。この他に羅紗も送ったことがわかるが、ハンカチは京都で購入するように指示している。

また、ミシンは二、三日内に送り、小倉洋服切れも少し近日中に送るとしている。そして、白金巾シャツは伊藤京店（廻）でも必要なもので、四、五枚仕立てることを奨め、裁縫の練習に必要なものがあれば連絡するよう伝えている。さらには、教師の黒田氏が旧知の人物であることも知らせ、自分は三、五日内に上京するので、その際には訪ねるとまで記している。長女の入学に際しての細々した気遣いと喜びの思いが伝わる手紙である。

ところで、この手紙の中でミシンを送る旨記されている。これに関するものが史料三、四である。このミシンについては、六月二日出荷主

「大阪瓦町四丁目伊藤忠兵衛西店」で「扱問屋塚本」の、「京都土手町丸田町 京都高等女学校二而伊藤時様」宛の荷物送り券が残されている。荷物の品数は「ミシン壹挺」、原価は「五円未満」で「洋小函壹個」であった。ミシンが梱包されていた箱の使途（再利用）について触れているのが史料四なのであろう。

史料三の月日は不詳だが、あるいは史料四とともにミシンに同梱されていたものかも知れない。ここでは、このミシンはシャツ類には良いけれども洋服には不応の品であるように記されている。さらに、着物類について重ねての希望を問うてもいる。文中の「おうの様」は、初代忠兵衛の兄長兵衛の妻「うの」であり、四十九院村（現・犬上郡豊郷町四十九院）の「御母さま」は、やゑの妹であり古川半六に嫁いだ伯母の「つね」のことであろう。うのは八重にとっても伯母にあたる人物であったが、姉妹にとっては母方祖母（藤野きよ）の妹ということになる。いずれにしても上京している旨を知らせている。末尾には娘からの郵便を受けとり安堵しつつ、故郷へも折々に手紙を書くように指示しているところに父親の思いが反映している。

ところで、この手紙がお時・お孝の姉妹宛になっていることにふれる必要がある。史料二の文面でもお時の着類だけでなくお孝の分についても記していることから判断して、お時は京都におり、お孝も八目の実家にいるということではなく、二人は京都に一緒にいると思われるのである。

すなわち、史料五は六月五日付けで母親のお八重が娘二人に宛てた手

紙であるが、消印は明治二十一年六月五日、愛知川である。注目すべきは封筒の宛先が「西京室町四条下ル 伊藤忠兵衛様 お孝殿行」となっていることから、この時点で二人の娘は伊藤京都店に滞在していたことがわかる。文面では六月四日に手紙・葉書が二人から届き安心したことがまず綴られている。本文には着物類や帯の洗濯、湯のし、仕立て、解きなど、母親ならではの細々とした意見や指示が綴られており、父親との連絡も取っている様子（「お孝ちこくるみ二候間、忝反大坂へ御たのみ申候」）なども記されている。

史料六もまた母親からの手紙であり、四十九院村の祖母（藤野きよ）や伯母（古川つね）が上京することを知らせるとともに、必要なものがあれば祖母に言付けるように伝え、弟の精一の様子にも触れている。恐らくは二人の姉たちからの手紙に幼子の精一の近況を尋ねる一文が記されていたのであろう。ここでもまた、かたがら・ゆかた・ねまきなどについて指示しているが、「今日お孝しけんの仕事」と記しているのは、練習のためという意味であろうか。史料五でも「お孝の仕ごと」に「なつ帯のさらさ」を送っていることから、そのように判断できる。

次に史料七の手紙が作成された年次は、明治十九年ではないかと思われる。文面によれば、大阪に所在する関東織物類を主として取り扱う伊藤本店も羅紗店とも称された伊藤西店も多忙であり、当主の忠兵衛が年末になっても本宅へ帰省できない様子であることを知らせている。店員名と思われる「嘉吉」なる人名は、現存する店員名簿に存在しないが、史料九の手紙においても忠兵衛と横浜から山城丸に乗船して帰阪することが記されており、行動を共にする機会が少なからずあった様子が窺える。明治十九年十二月九日の封筒消印がある別の手紙（十二月九日付、

「主」から「お八重様」宛）によれば、「加吉」は「明後日」から横浜へ参ると記されている。また、「幸七」は、「越中富山まで行」と知らせてきている旨も記しており、二人は「当分帰村」できないと記している。他の内容も史料七・九と符合することから、年次は明治十九年と判断できる。なお、「幸七」は、伊藤西店の店員であった古川又吉だと思われる。手紙本文によれば当時、店の雑務を担当する台所男を探していたようで、ふさわしい人物がいたなら「源七」とともに上阪させるようにと知らせている。この「源七」は店内の通名であれば、伊藤本店の田附源兵衛のことであろう。

また、火の用心番として四十九院村の磯次なる人物を候補者として考えたようだが、その案は、同村の「藤野父上様」に相談して口添えしてもらう方が良くと書き添えている。「藤野父上様」はお八重の父である惣左衛門を指している。

お時の絆纏については、「高新一」で見たものうち良い物を購入した旨も知らせているが、この「高新一」が、「高島屋（飯田）新七」の略称であるかどうかは判然としないものの、伊藤本店が高島屋と取引関係があったことは確かではある。

さらに手紙の終わりには、妻のお八重に対して牛乳を飲み、牛肉もよく食べるように指示しているが、これは妻の健康を案じる以上に明治十九年六月に生まれた二代忠兵衛（精一）が健やかに育つことを願っていることであり、授乳されていたからであろう。

ところで、書簡の追伸には「お孝」の学校行きのことが記されている。「お時」は明治四年、「お孝」は同八年生まれなので、この書簡が同十九年のものであれば、「お孝」は一一歳になっている。ここでは「お時」

の修学についてはふれていないことから、すでに学制による修学課程を終えていたものと思われるが、兩人が入学・卒業した学校や年次は判然としない。とはいえ、ことさらに「お孝」の通学に触れているのは、尋常小学校で学んでいる時期だからではないかと思われる。

史料八は年月日未詳の手紙だが、忠兵衛が娘達に生け花を習うように奨め、朝五時に起きて涼しい内に習いものをするように、無為な時間を過ごさないように注意しているが、同時に「精一ノ世話ハ捨置ても不都合ナキコトナリ」と記していることが注目される。文面からは、姉妹は八目にいて精一の相手をできる状態にあるように思われる。そうだとすれば、夏休みの期間で帰省している時期のものではないかと推測できる。それは、明治二十一年か二十二年の可能性があるが、判定は今後の課題である。

ところで、明治二十二年五月六日付けで「伊藤トキ」は、京都府立高等女学校長 原田千之介宛てに入学願いを提出し、同月七日付けで許可されている。また、同年同月同日付けの「伊藤トキ」の入舎願と許可書があることから、伊藤京店から寄宿舎に移ったのではないかと思われる。さらに、同二十三年十一月八日付けの保証人変更届によれば、「本科二年生 伊藤孝、洋服二年生 伊藤トキ」という兩人の肩書きを知ることができている。この事実から、次のようなことが考えられる。

すなわち、明治二十一年五月に「お時」が京都府立高等女学校洋服裁縫科に入学したことに伴い、「お孝」ともども伊藤京店に転居した。そして翌年、「お孝」は同校の本科に入学したのであろう。お時が進学した洋服裁縫科は、二年が修業期間であり、尋常小学校修了の者、または相当の学力がある一二歳以上の者が入る「別科」の課程であった。一方、

「お孝」は、修学期間が四年で、高等小学校二年期卒業、もしくは一二歳以上の相当の資格を有する者という入学規定である「本科」に出願し許可されたものと思われる。

しかしながら、右のように整理すると一つ疑問が生じるのも事実である。というのは、先述のように明治二十一年五月二十九日大阪消印の葉書で忠兵衛は「お時」の入学を祝しており、史料一、二の文面に記された「お時」のためのミシンは、同年六月二日に「大阪瓦町四丁目伊藤忠兵衛西店」發で送られたことが判明しているため、「お時」は同二十一年に入学している以上、同二十二年五月に入学願を出し許可されていることや入舎願いとその許可書が残されていることとに齟齬が生じている。一年後に改めて入学し直したと理解しなければならぬのである。この間の事情については、さらに資料の発掘と検討が必要である。

なお、史料七の手紙は年月未詳であるが二十七日に記された「かしや村」に「伊藤内」に宛てた手紙と一緒に封筒に入っているが、封筒の表書きには「伊藤内」とあり、「大阪瓦町四丁目伊藤忠兵衛西店」の朱印が据えられている。宛名書から判断すると、史料七はもとも別の封筒に入っていたのではないかと思われる。

史料九が執筆された年次は判然としないが、東京からの手紙であることは明らかである。おそらくは横浜へ商談に行つて帰阪の途上で認められたのであろう。商売が上手くいったことの喜びが伝わってくる。「大阪廿日ニ新見せ開キ候」と認めていることから、「新見せ」が伊藤西店だとすれば明治十九年であり、また、史料七の手紙と共通することも勘案すると同十九年とみて良いのではないだろうか。そうだとすれば、伊藤西店は十二月二十日という年の瀬に開店したことが明らかになる。文

中に「精一耳たれ」を案じているが、それは「たいとく（胎毒）」ではないかと判断しているが、精一は同年六月に生まれているので、嬰兒を案じる父親の姿を垣間見せているといえよう。

なお、この手紙は表に「伊藤内」と宛書され「大阪本町三丁目伊藤忠兵衛」の朱印が据えられ、裏書に「十八日」と差出日を記した封筒に入っているが、その中に史料一〇も同封されている。

史料一もまた、封筒の差出日・消印から明治十九年十二月十四日の手紙だとわかる。ここでは伊藤西店開店にともなう多忙さや、店内の雑役男衆の雇い入れをお八重に依頼している様子がわかるとともに、お孝の寄留の件につき指示を与えている。お孝の寄留が修学によるものかは不明である。ただ、後尾に記す精一の耳の快方を伝え聞き安堵している様子は、二日前の手紙と同様に父親の愛情を反映させているようである。

結びにかえて

謹厳実直な相貌で、店員に畏敬された初代忠兵衛であったが、右に紹介した手紙類には家族に対する想いも認められている。その内容からは二代目が懐古したことが誤りではないことがわかる。初代忠兵衛は、たんに商売のみに生きたのではなく、ほのほのとした家族愛をも持った父親でもあったことを、ここで確認しておきたいと思うのである。

「伊藤忠兵衛家文書」のなかには初代忠兵衛の手紙類は、決して多くは伝来していない。しかも、その多くは商売に関わる内容をもつものであることも分かっている。しかし、本稿で紹介したもの以外にもまだ僅かな数ではあるが家族宛の手紙類は存在しており、今回は精一の誕生や二人の娘の入学時のものに限定している。初代忠兵衛の家庭人としての

姿は、店員たちに宛てた手紙の文面からもその実像を伝える言葉を読み解く必要があるだろう。いずれも別の機会に譲ることとする。

注

(1) 「伊藤忠兵衛家文書」および同族事業経営関係文書については、拙稿「伊藤両家史料から見えてくるもの」(滋賀大学経済学部附属史料館『研究紀要』四二号、二〇〇九年)、同「両伊藤家伝来史料にみる事業経営の歴史」(同上「四八号、二〇一五年)、同「初代伊藤忠兵衛を追慕する」(在りし日の父、丸紅、そして主人」(清文堂、二〇一二年)などで触れているので参照されたい。

(2) 前掲拙著、五九頁、六一頁。